

平成29年11月14日

陳情第118号

平成30年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書
(特別徴収義務者用)」へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情

平成30年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情

【陳情趣旨】

平成27年10月29日付け総務省令第91号での地方税法施行規則の改正により、「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）（以下：「特徴通知」）に納税者の個人番号、いわゆる「マイナンバー」を記載する欄が設けられました。

特徴通知へのマイナンバー記載は、漏えいの危険性をはじめ問題や懸念が多く、当会は本年2月、貴市議会をはじめ県下33市町村議会に記載中止などを求める陳情を提出しました。同様の声は、日本弁護士会など多くの団体・国民からも上がり、少なくない自治体が国に対し総務省令の撤回などを求める意見書を提出しました。

この声もむなしく、5月には多くの自治体が特徴通知に納税者（従業員）のマイナンバーを記載し、事業者に送付しました。その結果、全国で104自治体が278事業所に誤送付し、687人分のマイナンバーが漏えいするという事態が発生しています。県内では6市1町（横浜市、川崎市、逗子市、大和市、座間市、綾瀬市、大磯町）で誤送付・漏えいが発覚しています。

こうした事態を受け、当会は改めて特徴通知へのマイナンバー記載に関する問題点や危険性などを以下に指摘するとともに、来年度の取り扱いについて再検討をお願いするものであります。

1. 総務省見解の欺瞞

総務省は特徴通知へのマイナンバー記載の理由として「事業者と市町村の間で正確なマイナンバーを共有することで、公平・公正な課税や事務の効率化につながることを期待される」との見解を示しています。

しかし、給与所得者の所得は原則として源泉徴収されているため、遺漏などが発生する可能性は極めて低く、「クロヨン」の造語が示す通り、すでに公平・公正な課税が実現しています。よって給与所得者においては、マイナンバーの共有が今以上の公平公正な課税につながるという理屈は成立しません。また、我々開業保険医をはじめ中小規模の事業者は、マイナンバー制度が始まる前から源泉徴収票や給与支払い報告書で正確な所得申告を行い、公平・公正な税制に努めてきたこともご理解いただきたいと思えます。

事務の効率化については、マイナンバーによる情報連携を実施する市町村など（個人番号利用事務実施者）にのみ当てはまるものです。事業者（個人番号関係事務実施者）は従業員の住民税の給与天引きにマイナンバーを必要としていません。よって、マイナンバーの共有による事務の効率化という理屈は、事業者には当てはまりません。

このように、総務省の見解は具体性を欠き、不誠実で欺瞞的だと言わざるを得ません。

2. 事業者は過重な負担

番号法は事業者に対してマイナンバーの安全管理措置を講じなければならないとし、万一、マイナンバーなどの情報漏えいを行った場合は「4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」（法第67条）などと定め、法人に対しても罰金刑を科すとしています。

一方、我々開業保険医にとっては、中小規模の事業者の皆様と同じく、マイナンバー制度の運

用において、従業員等からの個人番号収集はもとより、個人情報保護委員会の厳格な取り扱いガイドラインを遵守することも経費や実務の負担などから実施が極めて難しい状況です。また前述の通り、事務の効率化などメリットは皆無で、多くの中小事業者はマイナンバー実務を「やりたくない」というのが本音です。

特徴通知による無用なマイナンバーの送付は、事業者に更なる負担を押し付けるばかりか、漏えい・流出の危険性を増大させることに繋がります。

3. プライバシー権の侵害

個人情報保護委員会の年次報告書では、平成28年度に起きたマイナンバーを含む個人情報の漏えいや紛失は165件と、2日に1件の割合で起きていることが報告されています。また、同委員会が11月1日に発表した2017年度上半期のマイナンバー漏洩は273件と、前年をはるかに上回るペースで発生しています。この他、制度開始当初からシステム障害が頻発するなど、安全性・安定性を欠いていることは周知のことと思います。漏えい・流出といった国民の懸念は払拭されておらず、マイナンバーの提供を拒否する従業員も少なくありません。

そうした状況にも関わらず、貴市はマイナンバーの提供を拒否した（給与支払報告書にマイナンバーを記載しなかった）従業員のマイナンバーも特徴通知に記載し、事業者に送付しました。納税者たる従業員の意思・意向と関係なく市町村が勤務先（事業者）にマイナンバーを知らせることは、当該従業員のプライバシー権を著しく逸脱する行為と言わざるを得ません。

4. 漏えい・流出の危機感の希薄

マイナンバー制度の運営について、関係省庁では最小限の記載・提供・収集とすることが主流となっています。

税務分野では、平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、マイナンバー記載を必要とする関係書類が大幅に削減されました。医療保険の分野では、厚生労働省が医療保険者に対し、本人（被保険者）や事業者を介さず、住基ネットを用いて地方公共団体情報システム機構からマイナンバーを取得する方法を推奨しています。これらは、マイナンバーが人目に触れる機会を物理的に少なくするという、漏えい・流出対策として妥当な対応だと思えます。

特徴通知へのマイナンバー記載は潮流に逆行した取り扱いであり、漏えい・流出の危機感が希薄だと言わざるを得ません。

5. 自治体の裁量権

総務省は昨年11月25日から今年5月18日にかけて、特徴通知へのマイナンバー記載に関する通知を6回も発出し、全国の自治体にマイナンバー記載を徹底するよう求めていました。ただ、この通知はすべて地方自治法第245条の4に基づく「技術的助言」として自治体の自主性・自律性に配慮されたものであり、従わないことによる罰則やペナルティはありません。このことは総務省の担当官はもちろんのこと、高市総務相（当時）も認めています。また、4月18日の参議院内閣委員会では、今件に関わる質疑の中で山本内閣府大臣（当時）が「国と地方公共団体は対等協力の関係」であることを明言しました。

これらを勘案すれば、総務省令に従うか否か、特徴通知にマイナンバーを記載するか否かの判断は自治体に裁量があるものと考えるのが妥当です。

事実、県内では藤沢市、厚木市、葉山町の3市町はマイナンバーの全部または一部を記載せず（またはアスタリスクで印字）判別不可能な処理を施しました。この傾向は県外でより顕著にあ

らわれ、東京都は約半数の30市区町村、埼玉県に至っては8割を超える53市町村が判別不可能な処理を施しました。これらの自治体は、自らの裁量権、自主性・自律性を十分に理解・認識した上で地域住民の個人情報、安心・安全を最優先した判断であり、地方自治の正しいあり方を実践していると思います。

マイナンバー関連事務が国から自治体に委託された「法定受託事務」であること、自治体が法令・省令に順守する立場にあること、前述の総務省通知が圧力になったことなど、どの自治体も決断と対応に苦慮されたことは想像に難くありません。しかし、特定個人情報を漏えいの危険にさらすような総務省令は、憲法13条が保障するプライバシー権を侵害するものに他ならず、これを硬直的に守ることが法令順守ではないと考えます。

上記の問題点などを踏まえ、今後の取り扱いについて再検討していただきたいと思います。その上で、来年度の特徴通知に受給者（従業員）の個人番号を記載しないよう求めます。

また、地方自治法第99条の規定により、特徴通知にマイナンバー記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める意見書を国へ提出していただきますよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 平成30年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（第三号様式）に、納税者（従業員）のマイナンバーを記載しないこと。
2. 上記通知書にマイナンバーの記載欄を追加した「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第91号）」の撤回を求める旨の意見書を国に提出すること。

平成29年11月14日

小田原市議会議長
加藤 仁司 様

提出者

横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
TSプラザビルディング2階
神奈川県保険医協会
理事長 森 壽生 ㊞